

標 題 : 定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた  
地方公務員の定員管理に関する留意事項等について（通知）  
発信番号 : 自治労情報2022第0224号  
発信日付 : 2022年12月23日  
宛先（団体） :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

12月23日付で、総務省が「定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について（通知）」が発出しましたので、情報提供いたします。

定年引き上げにあたって、国は定年退職者が発生しない年度の翌年度とその翌年度の2年間で、試験採用数の平準化を図ることが基本としています。地方公務員においても、新規採用職員数の平準化をはかる場合には、国家公務員と同様に当該2年間の平準化を基本としつつ、各団体において、職種ごとの採用の困難性や現在の年齢構成等を考慮した上で2年間に限らない柔軟な平準化を検討するなど、地域の実情に応じて新規採用職員数の検討に取り組むことが必要とされています。

本通知および自治労情報2022第109号（2022年6月24日）発出の総行給第48号（令和4年6月24日）を踏まえ、当該職種ごとに中長期的な人員構成のシミュレーションを行うよう求め、計画的な新規採用と業務量に応じた適切な人員確保を求めて取り組みをお願いします。

添付ファイル :

【セット版】定年引上げに伴う国家公務員の特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留意事項等について（通知）.pdf